

令和3年度 東北地方整備局管内 工事事故発生一覧（速報）

令和4年4月1日現在 企画部技術管理課

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
1	R3.04.09(金)	11:40	河川工事	労働災害	— (物損公衆以外)	河川土砂掘削箇所にて、ダンプトラック荷台あおり部分に10cm程度の石が挟まっていたため、運転手が荷台を50cm程度上げ自ら石を取り除こうと荷台とあおりの間に手を入れあおりを持ち上げた所、挟まっていた石が落ち、あおりが戻った際に荷台とあおりの間に入れていた右手の中指及び薬指が挟まり負傷した。	・ダンプトラックのあおりが完全に閉まったことを確認する行為が行われていなかった。 ・作業手順書にあおりが閉まっていない場合の対処の記載がなかった。
2	R3.04.13(火)	11:50	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	防雪柵上部の防雪板撤去・収納作業を行っていた際、被害者の反対側を担当していた作業員が抜けにくくなった防雪板の固定ピンを強引に外し防雪板を手放してしまい、被害者は落下しそうになった防雪板を抑えようとした時に右手首を捻り骨折した。	・老朽化した部材が簡単に外れない場合を想定した対応・手順が明記されていなかった。また、昇降作業が上下作業になっており、その対策等がとられていなかった。
3	R3.04.15(木)	11:00	建築工事	物損公衆	埋設物損傷	渡り廊下の基礎工事中、既存Co舗装撤去のためカッター切りを行った。施工先の施設管理者からの情報提供が無く、障害物なしと想定し、作業進めた結果、給油配管を損傷した。	・既設の埋設物確認として、発注者の営繕事務所にしか確認をとっておらず、施工先の施設管理者の県警には確認不足だった。 ・立会、試掘等事前確認が足りなかった。
4	R3.05.11(火)	10:00	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	国道において、剪定作業のため高所作業車のバケット操作中、バケットに枝が引っかかり、気づかずそのまま操作を続けていたところ、バケットから枝が外れ、しなった枝が顔に当たり、顔面を負傷し鼻血が出たもの。	・作業手順書に、剪定手順と枝が引っかかった際の危険予測が不足していたこと。 ・高所作業車バケット操作中の監視をしていなかったこと。
5	R3.05.12(水)	11:50	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	国道において、2車線のうち1車線を車線規制し歩道側の車道の床版補修を実施中、床版補修材料のモルタルを攪拌する為に、ハンドミキサーを持ち上げて試運転を行っていた。先端にコンクリート片が付着していたので手で取り除こうと電源を切ったが、回転が止まる前に手が羽に触れてしまい、装着していたゴム手袋が先端に巻き込まれ左指を被災した。	・作業手順書等において、電動工具等の使用に関する記載が不足しており、経験の浅い者が作業に当たる配慮が不足していた。 ・ハンドミキサー使用に関する事故のリスクを過小評価していたため、電源は切ったが、回転が残っているのに付着したゴミを取り除こうと手を入れてしまったこと。
6	R3.05.21(金)	22:45	道路改良工事	労働災害	— (物損公衆以外)	集水枥(外寸1600×1600×2300 重量5.3t)の荷卸し作業時、被災者が玉掛を行った後、地切り時に荷ぶれが発生した。被災者が吐嗟に荷ぶれを抑えようとしたが吊荷と接触し、トラックのあおりとの間に足を挟まれバランスを崩し、荷台から転落した。	・作業手順等で吊荷から3m以上離隔をとって退避し、合図者は玉掛者が3m以上離隔をとって退避等の記載が不足していたこと。 ・玉掛者(被災者)は重量物の玉掛け後、荷台から降りて退避しておらず、また合図者も死角を未確認のままだったこと。
7	R3.05.25(火)	08:22	舗装工事	物損公衆	一般車両損傷	当該工事一次下請業者の普通作業員が2tDt(空荷)にて、現場事務所から工事現場に向かう途中、国道の交差点(上り線)において、赤信号待ちで止まっていた前の軽自動車に、脇見運転による前方不注意が原因で後方から時速約30kmで衝突。その弾みで追突された軽自動車は、さらにその前の軽自動車に接触した(計3台の交通事故)	施工計画書、新規入場者教育、安全教育訓練で「交通ルール」について詳細な記載、説明を怠った。
8	R3.05.27(木)	16:20	ダム工事	労働災害	— (物損公衆以外)	モータープールにて重機(グレーダー)のブレードのエッジ(15kg)を片付け作業中に、手で持ったところ、滑って安全靴に落とし鉄板が入ってない部分にあたり被災者の右足を被災。	・作業手順等で重量物(鋼材パーツ)の運搬に関してのルールが不足していたこと。 ・本来二人で運搬すべき重量物(鋼材パーツ)を一人で移動させたこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
9	R3.05.28(金)	09:20	道路改良工事	物損公衆	架空線切断	工事用道路撤去作業において、資材置き場敷鉄板のズレを直すため、埋め戻し作業で使用していたバックホウで作業を行おうと移動した際、バックホウのアームと架空線が接触し切断したものの。	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書等において架空線の明示が不足していた。 架空線下の重機移動に対する誘導員を配置していなかった。
10	R3.05.28(金)	10:30	土木コンサル業務	物損公衆	埋設物損傷	下水道本管は関係機関に確認を行っていたが、宅地内の下水道接続管位置の地権者への確認不足により、機械ボーリングの掘進作業中に下水道接続管を破損させた。	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書等において調査位置を決めるプロセスの記載が不足していたこと。 地権者への確認不足だったこと。
11	R3.05.28(金)	11:55	舗装工事	労働災害	— (物損公衆以外)	トンネル内にてコンクリート舗装のための鉄筋組立作業中、パネル鉄筋の配置作業を行っていたところ、フォークリフトでパネル鉄筋を所定の位置へ下ろす際、フォークからパネル鉄筋がずれ落ち、手元作業を行っていた作業員に接触し、右内腿を裂傷した。	<ul style="list-style-type: none"> 安全教育(危険予測)はされていたが、新規入場者への不慣れな作業に対する指導・安全巡視等の配慮が不足していた。 フォークリフトでの鉄筋パネル運搬時、鉄筋のズレ止め措置等がされていなかったこと。
12	R3.05.31(月)	07:40	道路改良工事	労働災害	— (物損公衆以外)	当現場安全朝礼終了後、作業場所に移動する前に輪止めをはずしエンジンを掛ける際、車両外でエンジンを始動した。車のギアがバックギアに入ったままエンジンを始動した為、車両及び被災者が約1.3m下の側溝上に転落した。その際被災者は、肩、腰等を強打した。車両の損傷、油の流失はなし。	<ul style="list-style-type: none"> 車両転落の恐れがあるのに、転落防止の設備が簡易的であったこと。
13	R3.05.31(月)	09:15	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	歩道上部の張り出した枝を人力伐採において、トラックに積み込む際の枝払いのため、ナタ鎌による作業中に左手小指の先端を裂傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ナタ鎌に対する細かい指導・教育を実施していなかったこと。 手袋は着用していたが、防刃対応ではない手袋であったこと。
14	R3.05.31(月)	14:35	道路改良工事	物損公衆	架空線切断	盛土本線側道において、法尻排水である排水構造物工(US3-B400-H400)作業に伴い、床堀～設置～埋戻し完了後にバックホウを旋回させたところ、ブーム可動部に函索と電柱に接続されてある架空線(NTT)に接触し切断させた。	<ul style="list-style-type: none"> 架空線下に注意喚起措置をしていなかったこと。 バックホウ旋回時、オペレーターが架空線の有無を確認せず、また合図者もバックホウを見ていなかったこと。
15	R3.06.02(水)	15:25	道路改良工事	物損公衆	架空線切断	国道下り線沿い工事現場内の伐採作業において、支障木をワイヤーロープでバックホウに固定し、チェーンソーにより切込み作業後、バックホウにてワイヤーロープを牽引し伐倒を行ったところ、後方の道路照明灯の方向にバランスを崩して倒れ、道路照明灯の引込線を切断した。	<ul style="list-style-type: none"> チェーンソーを用いて行う伐採作業に関する作業計画書を作成していなかったこと。 架空線の調査不足があったこと。
16	R3.06.07(月)	14:20	道路維持工事	物損公衆	埋設物損傷	県境から下り車線側を除草作業中、電柱から埋設されている地表部の電話ケーブルに気づかず刈払機で切断し断線させた。(切断ケーブル1本(10芯線)うち6芯切断。その6芯の中に公衆電話と非常通信が含まれていた)	<ul style="list-style-type: none"> 事前に電柱や施設物周りの注意箇所を周知していなかった。 電柱や施設物周りを除草する際の作業手順が明確でないため、注意が必要な箇所も草刈機で除草していたこと。
17	R3.06.24(木)	16:30	舗装工事	労働災害	— (物損公衆以外)	舗装工事の盛土面工施工箇所において、客土吹付を行っている際に基盤材ホース内で目詰まりを起こしたことにより、ノズル先端に負荷が掛かりホースが暴れ、ノズルを手から放してしまったことになり、その先端が被災者の右目上瞼に衝突し負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> 新規入場者に対しての安全教育等が浸透していない。また、作業時に作業手順書を守っているかを確認する等の配慮が不足していた。 気象条件(降雨時など)により詰まりやすい状況に対する対策などが不足していた。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
18	R3.06.25(金)	14:45	舗装工事	物損公衆	埋設物損傷	高架橋下の大型集水柵の横で立入防止柵の鋼管杭基礎打設時に杭基礎周辺に埋設されていた水道の引き込み管を損傷させた。	・手堀確認はしたが、必要深さ(打設長+2.0mmGL-97.0mm)までの確認不足だったこと。
19	R3.06.30(水)	13:20	道路改良工事	労働災害	— (物損公衆以外)	盛土箇所において、自走式土質改良機による試験施工実施中、転圧に使用するタイヤローラー後方から水漏れを確認した当事者が、ウエイト用の水を給水するホース格納部の扉を右手で開け漏水箇所を確認し、漏水を止めるため運転席にあるバルブを閉めるため移動しようとして扉から手を離れた際、左手薬指先端が開閉部に添えてあり扉が閉まったことで被災したものの。	・始業前点検時の確認と操作方法の理解度確認及び教育が不足していたこと。 ・本来はオペレータが行うべき点検を操作に不慣れな現場管理担当者がしてしまったこと。
20	R3.07.01(木)	13:20	河川維持工事	物損公衆	その他	リース会社でリースしたプレハブ(物置)を4tダンプトラックに積み込み、現場に向かって県道を走行していた。県道と交差する国道のご道橋をくぐる際、積荷の物置が3.2mの高さ制限ゲートに激突し、物置が荷台から落下し損傷したものの。	作業手順書等において運搬ルート、積み込み時の固定方法、高さ確認等の項目が不足していた。
21	R3.07.02(金)	15:50	道路維持工事	物損公衆	道路施設損傷	国道上り区間の路肩部の除草を肩掛け式にて実施。除草完了後、刈草を側道法尻まで下ろし、集草完了したところからバッカー車を前進させながら積込を行っていたが、積み残しがあったため後退させて積み込み場所へ移動する途中に街路灯に接触し破損させた。	・運転経験の浅く、また新規入場者が作業するのに対して配慮が不足していた。 ・誘導員が一般通行の誘導とバッカー車の誘導を兼ねていたことから、後方の確認、誘導が不十分だったため、配置・方法が不適切だったこと。
22	R3.07.07(水)	16:30	砂防・地すべり等工事	労働災害	— (物損公衆以外)	法面下で法面作業の後片付けをしていた作業員が、法面上部から落下してきたと見られる直径20cm程度の落石が右手に当たりで負傷したものの。	・地山に既設落石防護ネットは設置していたが、施工範囲直上の飛来落下防護ネットは未設置であったこと。 ・また落石の可能性のある範囲の立入禁止区画の境界が施工範囲に近く、区画明示が不適切だったこと。 ・足下の浮石除去のみしかしておらず、地山全体の浮き石除去を怠った。
23	R3.07.07(水)	18:00	河川工事	物損公衆	工事車両損傷	河道整正工事の伐木除根工の施工中に、仮置き場から積込箇所までの集積作業を行っていた際、高水敷の移動をしていたバックホウがくぼちのぬかるみにはまった。その後バックホウが抜け出せなくなるとくぼちに、下流方向から水が逆流してきたことによりバックホウが水没した。(燃料抜き取り完了で油流出無し)	・作業中止基準は、施工箇所中央の代表地点での高さ11.0mに余裕0.5mの10.5mと設定しており、施工箇所内の低い地点を考慮していなかった。 ・河川水位などの予測手法や連絡体制が不十分だった。
24	R3.07.13(火)	07:40	橋梁保全工事	死傷公衆	— (物損公衆以外)	高校生が対向者(自転車)を避けようとして高欄寄り(左寄り)に走行した際、高欄下部のパイプクランプ部分に左足甲部を接触し受傷した。	・仮設材クランプ(突起物)への接触する危険度の認識不足から、第三者へも注意喚起も不足していたこと。 ・第三者の接触事故防止不足として、養生やフェンスで隔離措置をしていなかったこと。
25	R3.07.19(月)	16:20	河川工事	労働災害	— (物損公衆以外)	吹流し設備を支えるために地面に単管パイプを打ったが斜めになっていたため、修正するためにテコ棒を使用して単管パイプの穴に差し込んで、垂直に修正をしようとした。その時テコ棒の上部を握っていた手が滑り単管パイプの中に落下させてしまった。右手でテコ棒の下部を持っていたが単管の口とテコ棒の出っ張りの部分に右手薬指を挟まれた。	・当日の予定にない作業は行わない等日頃からのKY活動の指導が不十分であったこと。 ・吹き流しの設置について作業手順書への記載がなく、経験の浅い作業員に一人作業をさせたこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
26	R3. 07. 20 (火)	14:45	舗装工事	労働災害	— (物損公衆以外)	路面切削完了後、段差摺り付け作業を行っていた。作業方法としては、タイヤショベルで大型ダンプから摺付機へ合材を投入し、摺付機にて合材を敷均し、レーキマンが人力で整形を行っていた。その後方で、摺付機に投入中にこぼれた合材を被害者が箒で掃き掃除しており、その後タイヤローラーで合材を転圧する作業を行っていた。タイヤローラーのオペレータは、右側を確認しながらバックで転圧作業をしていたが、ローラーの接近に気付かず背を向けて掃き掃除を行っていた被害者と接触し、被害者が前のめりに倒れ、タイヤローラーの後輪が左足に乗り上げ負傷した。本人からの話では、タイヤローラーに背を向けて掃き掃除をしていたところ、タイヤローラーに轢かれたとのこと。タイヤローラーの接近については轢かれてから気が付き、その後のことについては記憶にないとのこと。	・被災した作業員は当初計画にない擦り付け作業の応援として加わり、作業の役割分担が具体的ではない作業計画書などのため、各作業員への周知や明示不足による安全意識不足が生じたこと。 ・タイヤローラーのバックプザー・センサーのスイッチが入っておらず、始業前点検等による適正な確認体制が取られていなかった。 ・重機と作業員の接触防止のための立入禁止措置や監視員・誘導員の配置が不足している。※指導票と同内容
27	R3. 07. 21 (水)	08:30	砂防・地すべり等工事	労働災害	— (物損公衆以外)	主堰堤のCo打設作業中、Co投入時に吊り上げられたホッパーが手摺に接触するのを防ごうと、合図者である被災者がホッパー下部を手でつかみ、被災者本人が無線機にて降下の合図をした。その際、手と同じ高さにあった壁面(型枠)に設置してあるフォームタイ(型枠固定金具)に気づかず、右手小指をフォームタイとホッパーで挟み、負傷した。	・フォームタイが突出している不安全な状況下でのホッパー作業に対し、危険予知と安全管理対策の不足があったこと。 ・作業手順書に合図等の詳細な記載がなかった。
28	R3. 07. 26 (月)	11:50	トンネル工事	労働災害	— (物損公衆以外)	トンネル工事において、被害者は0.1m3級バックホウにて終点側坑口補強土壁工の天端整地作業を終え、当該重機返納のため補強土壁最上段(H=8.1m)より自然法面へ移り、自走にて重機を降ろし始めていた。(自然法面の勾配は25度~30度)途中、重機の左前方にくぼみがあることに気づかず、左履帯がこのくぼみにはまり重機本体が傾き、転倒被災した。(バックホウはバケットを下向きにつけながら下りていた)被害者は転倒した際に左大腿部を打撲し開放骨折した。	・車両系建設機械の作業計画の作成に対する指導を行っていなかった。(予定外作業) ・車両系建設機械の転倒防止として、路肩や地盤の沈下防止の指導を行っていなかった。(走行先の調査不足) ・転倒・転落の恐れのある作業に対しシートベルト未着用
29	R3. 07. 26 (月)	11:20	河川工事	物損公衆	道路施設損傷	河道掘削工事における4地区の始業時現場点検を終了後、現場事務所に戻る途中、県道を車両走行時に運転を誤り、路外逸脱して防雪柵の支柱へ接触し損傷したものであり、人的被害はなく防雪柵支柱の変形損傷、乗用車両左前側を損傷した。	・当事者の寝不足等の体調不良を認識できなかったこと、交通ルールを含む安全教育等の不足、危険性の抽出不足による管理的要因に起因した事故
30	R3. 07. 26 (月)	16:00	河川工事	物損公衆	露出線等損傷	0.45m級バックホウ刈払い仕様を堤防天端に配置し、堤防法面の除草作業中、川表法面に設置されていた簡易水位計の存在に気づかず、その配線で設置されていたブルボックス本体を破損させたもの。	・事前調査資料による危険箇所の周知や現場内構造物に対する注意喚起を怠っており、当日の準備作業に対しても作業手順の有無及び内容の確認を怠った。 ・緊急時の連絡体制が機能せず、破損事実の状況把握ができず事故報告の遅延が発生した。
31	R3. 07. 29 (木)	03:30	舗装工事	物損公衆	架空線切断	オーバーレイ工(表層)を夜間作業にて施工中、アスファルトフィニッシュに合材を供給するため大型ダンプトラックのダンプアップし、アップ状態のままアスファルトフィニッシュにてダンプトラックを押しながら前進して敷均し作業を行っていたところ荷台が上空の架空線(NTT電話線個人宅への引込線)に接触して切断した。	・のぼり旗の設置を1人に任せており、設置忘れ等の確認をする者が居なくチェック体制が不十分であった。
32	R3. 08. 05 (木)	11:50	道路維持工事	物損公衆	架空線切断	肩掛け式草刈機2台を用いて除草作業中、東北電力所有の電柱控え線に刃が接触し、破断した。	・除草予定範囲まで支障物明示をしていたが、予定範囲外までは明示していないことを作業員に周知しきれていなかったこと。
33	R3. 08. 19 (木)	23:30	河川・道路構造物工事	物損公衆	埋設物損傷	国道下り線植樹帯内にて、道路土工掘削及び情報管路防護の作業中、0.8m3バックホウにて掘削時に地下埋設されていたNTTドコモ光ファイバーケーブルのさや管1条とケーブルSMC300を一部損傷。	・目的物(埋設情報管路)の周囲は手掘り確認しているが、機械掘削する横断的な影響範囲までは確認していないこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
34	R3. 08. 20 (金)	09:15	道路改良工事	労働災害	— (物損公衆以外)	撤去した下水道管(VP200)を集積する作業において、集積した下水道管から土砂を取り除く作業を実施していた。移動式クレーン(BH0. 4m3)で下水道管を縦に吊り下げ管内の土砂を除いたのち、下水道管を地上に下ろし横にする際に下水道管が跳ね上がり、管内土砂除去の手元作業に従事している作業員にあたったもの。	・管内土砂の除去(管内泥清掃)の予定外作業が発生時に、作業手順書の見直しなどの検討がされていなかったこと。 ・クレーンでの吊り作業するのに対し、必要な立入禁止範囲の明示や退避距離の安全行動が取られていないこと。
35	R3. 08. 20 (金)	11:30	河川維持工事	物損公衆	架空線切断	水替作業の一環で、0. 45m3バックホウで高水敷の整地作業中、現場作業員とのやりとりのためBHで作業員の近くまで移動し、その後、元の場所に戻るため旋回し前進した際、アームが河川横断の高圧線3本中2本に接触し、そのまま押し出すように伸ばしてしまい、電力線が2 m程度垂れ下がり、うち1本の被覆の一部が損傷したものの。	・架空線に対する昇り旗の注意喚起はしていたが、立入禁止等の接触防止対策が不足していた。 ・架空線下での作業があるにもかかわらず、線管理者の立会や対策を怠った。
36	R3. 08. 23 (月)	09:50	河川維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	鋼矢板打込み作業中にクローラクレーンで鋼矢板を1. 5m程吊上げた際に取付けていた吊り金具が外れ、落下した鋼矢板が被災者の後頭部に接触し被災した。	・作業員の安全に対する意識が低く、安全教育が至らなかったこと。 ・玉掛者及び合図者の玉掛実施の相互確認が不足していること。
37	R3. 08. 23 (月)	11:25	構造物補修工事	物損公衆	工事車両損傷	国道橋面上の片側交互通行規制内において、4 tユニックを使用して仮設足場板(SKパネル)を解体する作業を行っていた。4 tユニック操作者は資材を積み終えたところで次の吊り荷の確認のため、4 tユニックを離れた。その際、中央線寄りに配置してあった4 tユニックのフックが大型通過車両による風圧や橋梁の振動で揺れ、通行車両の箱型トラックに接触しアルミ箱上部を損傷させたものである。	・監視者含め作業員は橋梁点検車作業を注視しており、ユニック車ブームの格納確認までの作業について作業手順書等の記載不足があったこと。 ・作業場所を離れる際は、ブームを格納するなど適切な使用がされるような指導が不足していたこと。
38	R3. 08. 25 (水)	15:20	舗装工事	物損公衆	一般車両損傷	夜間の路面切削作業において歩車道境界ブロック付近の草が支障となったことから、翌日の夜間作業の前に肩掛け式除草機で歩車道境界ブロック付近の除草を行ったところ、飛び石により乗用車のフロントガラスを損傷させた。	・予定外の草刈り作業において、十分な検討がされず作業手順書が不足したまま実施したこと。 ・飛散の可能性がある石等の事前清掃防護ネットなどの対策がないまま、飛散防止用の草刈り刃なども使用しなかったこと。
39	R3. 08. 26 (木)	10:30	道路附属物工事	労働災害	— (物損公衆以外)	フリーアクセスパネルを開けた後、ケーブル通線作業を実施。作業終了しフリーアクセスパネルを元に戻す為、先に開口部カバーを取り付けた。その後開口部カバーに手を掛けた状態で戻そうとしたが、開口部カバーが外れ、フリーアクセスパネルが落下し、パネルと開口部の間で左薬指を挟まれた。	・経験の浅い作業員に対する配慮や指導が不足していたこと。 ・保護手袋着用させていなかったこと。
40	R3. 08. 31 (火)	08:40	河川維持工事	物損公衆	架空線切断	山砂運搬10tダンプトラックが荷下ろし後、ダンプアップした状態で前進したため荷台が架空線に接触し、架空線を切断し、それに伴い電柱が倒れた。	・架空線に対する接触・切断の危険性に対する防止対策を行っていなかったこと ・誘導員を配置していたが事故発生時にはその場を離れていたこと
41	R3. 09. 03 (金)	11:45	河川・道路構造物工事	労働災害	— (物損公衆以外)	残土受け入れ地への工事用車両出入り口部(幅員1. 2m)に敷設していた敷鉄板(W1. 5m×L6. 0m t=22mm)のずれを、ロングアーム式バックホウ(0. 4m3クレーン仕様)で直す作業に伴う交通誘導をしている時、バックホウのバケットで押し出された敷鉄板と舗装面に左足親指が挟まれた。	・作業手順書などで安全靴着用を定めていたが交通誘導員は未着用のまま従事しており、またオペレーターとともに作業影響範囲における危険意識が低く、安全教育として不足していた。 ・交通誘導員の配置位置がバックホウの作業影響を受ける範囲であったため計画として不適切だった。
42	R3. 09. 14 (火)	20:55	砂防・地すべり等工事	労働災害	— (物損公衆以外)	トンネル掘削支保工の吹付コンクリート作業において、ミキサ車運転手は吹付コンクリートのホッパー投入が完了し、シュートを格納するために昇降用シリンドラーのロックレバーに左手をかけ、右手でシュート先端を持ち上げた。その時シュートの重量に右手が耐えることができなくなり、ロックレバーから左手が外れ、降下したシュートの昇降用シリンドラーとシュート固定金具に左手中指が挟まれて負傷した。	・シュート格納が手動タイプのミキサ車の構造上、ロックレバーの反対側から作業すると、挟まれ事故が起こりうる仕組みであったが、作業手順等でシュート格納の詳細を定めていなかったこと。(危険の認識不足を招いた。)

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
43	R3. 09. 17 (金)	01:15	道路維持工事	物損公衆	道路施設損傷	トンネル壁面清掃作業において、清掃箇所が内カーブとなっており、ブラシが壁面から離れ気味となるため、ブラシ操作者がブラシの位置を調整しながら作業を行っていたが、ブラシを壁側へ近づけすぎてしまい、トンネル継手部の内装用タイヤパネルにブラシのガイド部分の下端部を接触させ、物損事故が発生した。(事故発生後、速やかに監督職員へ報告を行わなかった。)	・ブラシと壁の接触防止の対策として、機械へ操作可能な範囲の目印設置やカーブ部作業の注意喚起などが不足していた。
44	R3. 09. 17 (金)	21:00	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	一般車両損傷	横断歩道橋の定期点検のため、下り線の第1走行車線の車線減少規制中、500m手前に設置していた体感マット(ビタリング4輪+3輪)が通過車両によりめくれ上がったとみられ、後続を走行してきた被災車両に接触し、フロントバンパーボイラーに傷がついたもの。なお、事故は、規制開始に伴い協力会社である警備会社が体感マットを設置した直後に発生した模様。	・体感マット(ビタリング)の設置において、適切な規格及び場所での使用をしていなかった。※製品の注意書きで幅3.0mの車線では(5*4個)、轍がある場所・スビードがしやすい坂道は使用を避ける。また東北地方整備局保安施設設置基準【参考】を踏まえ300m手前から設置にするなど。
45	R3. 09. 20 (月)	16:20	トンネル工事	労働災害	— (物損公衆以外)	坑門工足場上で型枠解体段取り中に25tクレーンフックに吊り下げられているフック付きワイヤーにシャックルを掛けようとした時に、フックにシャックルが掛かったと勘違いをし手を離れたところ、シャックル(約800g)が下に居た被災者のヘルメットに当たり跳ね返ったあと、右手小指に当たり負傷した。	・KY活動で予測されていたが、上下作業において下に作業員がいないかの確認行為や人払いが徹底されていなかった。
46	R3. 09. 21 (火)	16:05	舗装工事	物損公衆	その他	町道を通行止めにして国道副道部の舗装工を行っていた。基層完了後、タックコートの乳剤散布を行うため、エンジンスプレーヤーと乳剤ドラム管を積んだ作業車(2t車)を駐車位置から約100m離れた現場に町道を通り移動させた。その際、開いた状態であった作業車の後方ゲート(あおり)を閉めることなくそのまま走行し、個人宅前を左折する際、家の塀に接触し損傷させた。	・運転手があおりを開いたまま走行しており、交通ルール含め不安全行動を行わないような指導が不足していた。
47	R3. 09. 30 (木)	16:30	砂防・地すべり等工事	労働災害	— (物損公衆以外)	側壁に立て掛けたスクリーンの吊り上げ作業(2点吊り)を行おうとした際、玉掛けロープ(6.0m)が下部のスクリーンボルトに引掛った状態のまま、玉掛け者(合図者兼務)がそれに気付かず吊り上げ合図を行ったため、3点吊りの状態になりスクリーンが倒れ込み水平移動し吊り荷下にいた被災者の右足がスクリーンと仮置きしていた鋼製枠部材との間に挟まれる形となった。	・吊荷付近に作業員が入り込まないよう作業手順書等で導線分離や合図の徹底などの指導が不足していた。
48	R3. 10. 04 (月)	11:45	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	— (物損公衆以外)	ボーリング地点において、機長と助手(被害者)の2名が、ボーリング作業を行っていた。ボーリング作業に伴うケーシング(保孔管)挿入のため、機長は足場下においてケーシング固定の作業を行っていた。助手は、機長の作業を手伝おうとし、工具(バイブレンチ)を両手に持った状態で、足場下へ降りる行為を開始した。その際、昇降階段の中央付近に位置していたコアチューブをかわそうとして隣接するモノレール上に左足をかけた時に、重心のかかった左足がすべって、足場上から転落した。	・手すりもない狭い階段を昇降することに対し、不安全行動の認識・理解が不足ししやすい新規入場者への安全教育が不足していた。 ・階段にコアチューブを置いており、現場の整理整頓が徹底されていなかった。
49	R3. 10. 04 (月)	09:35	道路附属物工事	労働災害	— (物損公衆以外)	横断歩道橋内で、剥離用養生シートを敷設作業中に、雨漏り処理用のシートに足をとられ滑って転倒した際に壁つなぎ単管に左足のスネをぶつけた。大事をとって病院へ行き診察中。	・現場入場初日の事故であり、不慣れに起因した不安全行動による事故のため、安全教育として不足していた。 ・狭隘な塗装足場内において身体をぶつける恐れがある箇所の防護措置等がされておらず、安全管理が不足している。
50	R3. 10. 01 (金)	21:30	道路改良工事	物損公衆	埋設物損傷	電線共同溝工の管路施工において、既設ボックスに管路を接続するために0.25m3バックホウにて掘削を行っていたところ、土被り45cm程度の光学式車両感知器の埋設ケーブルに接触し、切断してしまった。	・試掘方法として、深さ方向の既設管路の確認で済ませており、横方向の掘削幅としては確認不足が見られる。また、事故発生現場では既設管が直線だと思い込みで掘削範囲外だと判断してしまったこと。
51	R3. 10. 05 (火)	10:30	道路改良工事	労働災害	— (物損公衆以外)	単管パイプを右手で持っていた大ハンマーで打ち込む際空振りをし、単管パイプの先端を支えていた左手の人差し指にあたり左示指不全切断となった。	・当該作業を作業員2人で行うべきであったところ、作業員2人が別々の作業を行っていたため、作業員でない現場代理人が作業を手伝う形となり、経験不足の2人での作業を行ってしまったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
52	R3. 10. 05 (火)	06:00	河川工事	死傷公衆	— (物損公衆以外)	堤防天端での盛土工事を実施するにあたり、高水敷と堤防天端をつなぐ坂路に、堤防天端への一般者の進入を防ぐため、木杭+トラロープにて通行止め措置を行った。翌日、被害者が自転車が高水敷から堤防天端へ勢いよく登ろうとしたところ、設置されていたトラロープに気付かず突っ込み、転倒しケガを負った。	・現地踏査及び通行止実施箇所の設定が甘く、対応としてもトラロープだけの視認性が低いままの現場管理だったこと。
53	R3. 10. 06 (水)	15:20	舗装工事	労働災害	— (物損公衆以外)	トンネル内にて、連続鉄筋コンクリートの鉄筋組立作業をしていた。フォークリフトにてトンネル内、中央分離帯部に仮置きしていた、鉄筋を運搬するため、鉄筋に対して直角になるようフォークリフトの方向を変え前進した時、誘導員の右足に接触し被災したものの。	・作業手順書にフォークリフト使用時の安全に配慮した方法について記載がなく、不安全行動に対する指導が不足していた。 ・誘導者の安全に配慮した配置がされていなかった。
54	R3. 10. 11 (月)	13:30	道路改良工事	物損公衆	架空線切断	仮設道路から発生した仮設排水材(コルゲート管等)を移動式クレーン付き4 tトラックを使い運搬する際、クレーンのブームを格納しないまま走行し、現場から出場する際に簡易ゲートを倒し、そのまま県道を約200m走行し、住宅1件の電力及び電話引込線に接触し切断させたものの。	・移動式クレーン走行前において、クレーン格納状況を確認し忘れていたこと。
55	R3. 10. 12 (火)	10:15	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	— (物損公衆以外)	水位計の交換作業に伴い、ケーブル保護管の長さ調整のため、保護管をカッターナイフで切断していた。切断中、カッターがすべったため自傷した。	・安全手袋着用の指導をしていたが、実際には作業員が安全手袋を外しており、徹底されていなかった。
56	R3. 10. 14 (木)	11:45	ダム工事	労働災害	— (物損公衆以外)	打設前清掃作業の排水設備段取り作業中、ホース先端に接続していた短管を両手で持ち、ホースを引っ張っていたところ、ホースが引っかかった拍子にホース先端から短管が抜けて前向きに転倒し、胸部を打ち被災。	・排水ホースなどの長物を運搬する場合、支障物に引っ掛かりやすいなどの危険に対して、作業手順書等における対策や安全教育が不足していた。
57	R3. 10. 18 (月)	09:03	道路改良工事	労働災害	— (物損公衆以外)	道路改良工事において、被災者は立入防止柵鋼管杭の高さ調整として人力打込作業の準備を終え、打込作業の手元作業要員として作業を始めた。鋼管杭1本目の打止め高さを水系で確認する際、本来機械停止中に行うべきところ誤ってエアブレイカー稼働中に、右手と左手を打込みキャップに置いてしまいい鋼管杭と打込用キャップの間に右手中指を挟まれ裂傷した。	・経験が浅い新人に対して作業手順及び危険認識の教育が不十分なまま、作業に従事させていた。 ・急な休暇で作業体制(3人→2人)が整わなかったが、予定していた作業を強引に実施したこと。
58	R3. 10. 20 (水)	22:33	舗装工事	物損公衆	埋設物損傷	夜間通行止めにて、標識工の鋼管基礎をホイール式バイプロハンマにて路肩部に鋼管基礎(Φ267.4×L=3.0)の打込みを行った際、CCTVカメラに接続されているケーブル2条の内電源ケーブル1条を切断した。	・電気通信設備関連図集では当該箇所の詳細が確認できないにもかかわらず、試掘による埋設物確認を行わなかった。 ・施工計画書等に地下埋設物の明示や立ち会いが含まれておらず、また現地での埋設物に対する注意喚起不足など不備があった。
59	R3. 10. 21 (木)	16:35	河川維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	高水敷伐採箇所ので伐採木を枝葉と幹部に分けるため、枝をチェーンソーで切断中、木が回転し切り口がはじけて顔にあたり右目尻上部を挫傷した。	・作業手順書等において防塵めがねの着用指導はあるが、実際の作業員の保護具着用として徹底されていなかった。
60	R3. 10. 27 (水)	15:30	道路維持工事	物損公衆	架空線切断	ケーブルに絡んだつる草を取除くための通路の草刈り作業中に、草刈り作業が隅まで終え草刈り作業をしながら体の向きを変える際に小山に乗上げ、足を滑らせ転び回転中の草刈機の刃が近接する架空線(NTT)と接触し、擁壁上高さ1.3m 離れ0.4mにあるケーブル(NTTのアナログ回線)を損傷させた。	・軽微な作業内容から架空線チェックリストの使用を省略しており、また現地での架空線対策が口答のみで対応として不足していた。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
61	R3. 11. 02 (火)	10:05	電線共同溝工事	物損公衆	埋設物損傷	国道の歩道で、側溝撤去作業に伴う掘削をバックホウで行っている時に、情報管路の埋設シート下10cm程度に埋設されていた民家引込の水道枝管φ13を切断した。	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳確認だけで、手掘りなど含め埋設物の詳細な現地位置確認をしていないこと。 ・埋設物の現地確認による現地でのマーキングや注意喚起の対応を怠ったこと。
62	R3. 11. 04 (木)	11:30	河川工事	物損公衆	埋設物損傷	既存堤防拡幅に伴い、既存天端舗装端から50cm離れた位置からバックホウで段切り作業を行ったところ、河川管理用光ケーブルを損傷させた。(当日損傷に気づかず、ケーブル異常信号により翌日発覚)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順において試掘間隔を25m当りに設定しているが、実際はハンドホールの位置付近での確認のみで済ませており、埋設物の現地調査不足。 ・調査不足の中、光ケーブルが図面どおり埋設されていると判断し、光ケーブル埋設位置がずれている事や掘削時の草木の根等を想定し切れていなかったこと。(段切り位置を舗装からの隔離距離50cmと設定したこと)
63	R3. 11. 08 (月)	08:50	道路改良工事	物損公衆	埋設物損傷	前週にパレット積した境界杭を現場搬入した。当日境界杭設置箇所近くまで合図者を配置しクレーン仕様バックホウ(0.45m3級)で吊り込み旋回移動し荷を降ろした。荷降ろし完了後、合図者も作業員2名と共に人力で境界杭を小運搬し配置した。オペレーターが空パレットを片付けようと一人で吊込み、移動時架空線に接触し切断させた。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画書等において架空線に対する記載や現地での注意喚起が不足しており、安全管理体制として至らなかった。 ・合図者を配置していたが、運搬などで不在時にオペレーターが一人で吊荷作業を行っていたこと。
64	R3. 11. 10 (水)	09:20	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	作業員が街路樹の剪定された枝をパッカー車の荷台に積みやすいようにチェーンソーで切り分け作業中、枝を押さえていた左手に誤ってチェーンソーの歯が接触し、指3本を負傷したものの。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順書などにおいて、チェーンソーを使用した剪定枝の小切り作業の手順を記載しておらず、安全教育として不足していた。 ・作業員が剪定枝を小切りにする際に、両手で持つはずの小型チェーンソーを片手で持って作業していたこと。
65	R3. 11. 11 (木)	12:10	橋梁保全工事	物損公衆	一般車両損傷	橋梁補修の一環で車線舗装のため片側交互通行規制を実施。伸縮装置保護ため、薄ベニヤ板7枚で養生したが、飛散対策はカラーコーンのみであり、大型トラックが通過した際の風圧などでベニヤ板が飛散したところ、後続車両(軽自動車)に当たり車体に傷を付けたものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・養生材(薄ベニヤ板7枚)の飛散防止として、カラーコーンだけでテープ等による固定をしておらず、安全管理対策として不足していた。 ・養生材(薄ベニヤ板)の飛散防止対策について、作業手順書などに記載が無く、下請け作業員1人の判断で実施しており、元請けとしても下請任せの部分があった。
66	R3. 11. 12 (金)	13:45	道路改良工事	労働災害	— (物損公衆以外)	ベンチフリーム側溝の据付作業に先立ち、仮置きしていた側溝を反転する作業を行っていたところ、既に反転させた側溝と接触し破損することを防ぐため、被害者は反転させる側溝を持ち続けたため、指を挟まれ負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ・反転作業における危険予測が不足しており、作業手順書の記載や作業員(新人)への安全教育が不足していた。
67	R3. 11. 16 (火)	16:00	砂防・地すべり等工事	物損公衆	埋設物損傷	下請けが予定外作業として資材搬入の置場整地を実施した際、本工事で施工した埋設テレビケーブルを損傷させた。BHのオペレーターは埋設物の認識をしておらず損傷後もすぐは気づかなかった。また、元請の監理技術者は整地作業を把握しておらず、翌朝作業状況の把握とケーブル損傷を確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・埋設物に関する注意喚起が不足している。 ・下請けは資材置場の整地(予定外作業)の実施について、元請と調整しておらず、また埋設ケーブルがあることを下請けのオペレーターも把握しておらず、元請・下請間の連絡調整が不足している。
68	R3. 11. 17 (水)	15:20	道路改良工事	物損公衆	埋設物損傷	照明灯基礎(鋼管基礎)を設置するためオーガー車(建柱車)にて掘削作業中に市下水道管(雨水管)を破損した。施工前の試掘調査で埋設深1.4mにあったNTT管の確認は行ったものの、更に深い位置にあった下水道管(雨水管)については、市下水道課の埋設物資料及び下水道課担当者との会話から車道部に埋設されていると思ひ込み、詳細な位置の確認をしていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・塩釜市下水道課の埋設物資料及び下水道課担当者との会話から車道部に埋設されていると思ひ込み、下水道の詳細位置確認を怠った。 ・掘削作業中に下水道管(雨水管)にあたった際、硬い地盤層と判断してそのまま掘削を進めたこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
69	R3. 11. 23 (火)	13:50	河川維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	伐竹作業後の後片付け中に斜面で滑り転倒したことにより、右側背中を強打し肋骨を3本骨折した。	・高齢者の法面作業に対する危険予測が不足しており、また予定外作業に対しても安全教育が不足していた。
70	R3. 11. 24 (水)	08:36	海岸工事	物損公衆	架空線切断	各工事が使用する工事用道路の凹凸補修をしていた。補修材の碎石をダンプトラックから荷卸するため荷台をダンブアップしたところ、荷台が上空の架空線(NTT光ケーブル)に接触し切断した。	・架空線対策を実施していたが、対策箇所の不足があった。 ・誘導員が、作業区間入り口付近の簡易ゲートのみで事故現場での架空線は無いという思い込みによる誘導ミスに至っており、現場管理として不充分だった。
71	R3. 11. 29 (月)	16:30	道路改良工事	物損公衆	一般車両損傷	拡幅工事に於けるエネオスタンド内の改修工事に伴う側溝据付作業後、閉鎖中(北側)の出入口から一般車が誤進入し、据付後の可変側溝に車のバンパーが接触し損傷した。	・立入禁止の出入口に一般車両が誤進入しており、立入禁止に伴う保安施設が不十分であった。 ・同じ施工区域内の別件工事と保安施設の配置や引き継ぎなどが適切に行われていなかった。
72	R3. 12. 07 (火)	13:50	舗装工事	労働災害	— (物損公衆以外)	現場事務所脇に仮設資材小屋の設置作業において、被災者が屋根(高さ3m・勾配15度)に登り、屋根材(塩ビ波板)のビス止めを実施中、波板の上で足を滑らせて転落した。(被災者が親綱を外していた。また安全帯未着用で作業していた。)	・高さ2m以上の高所作業における危険性を作業員たちが認識しておらず、安全教育不足であった。 ・被災者が手順と異なる順序で親綱を外しており、また安全帯を未着用のまま作業しており、転落防止対策が適切ではなかった。
73	R3. 12. 09 (木)	11:00	道路維持工事	物損公衆	工事車両損傷	冬期前の準備工として、国道山間部の道路にはみ出した支障木の伐採及び枝払いの作業を、発注者貸付の建設機械であるトンネル点検車を利用し行っていた。補助員(投下者)がチェーンソーにて切断した支障木(直径10cm・長さ2m)を投下させる際、平坦な場所に投下せず、目測を誤って法面に投下した。その際、支障木が法面にバウンドし跳ね返り、トンネル点検車後部の操作カバーに接触し一部損傷させた。	・伐採した支障木を投下する際、リバウンドする危険性や伐採する大きさなどの詳細な記述が作業手順書として不足していた。 ・伐採した支障木を投下先である下方の防護をしていなかった。
74	R3. 12. 10 (金)	08:22	河川工事	労働災害	— (物損公衆以外)	矢板打設のため、クローラークレーンにより矢板をナイロンスリングで吊って打設位置まで旋回移動したところ、吊っていた矢板が滑り落ち、矢板打設位置近くで待機していた作業員が落ちて倒れてきた矢板を避けきれず、打設定規と矢板の間に挟まれ右腕と左足を負傷した。	・クレーン作業において、吊り荷範囲内に作業員が待機しており、安全衛生法の規定に違反しないよう必要な指導を行っていなかった。 ・移動式クレーンに係る作業を行うときに作業方法等を定めていなかった。また、吊り具の保管状況が不適切だった。
75	R3. 12. 13 (月)	14:20	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	— (物損公衆以外)	斜面勾配35°の山中斜面でボーリング調査用単管パイプ足場を組立中に、高さ0.3mの単管パイプに右足をかけていた。資材受け渡しの際に右足が滑り、落下・転倒し右脇腹を単管パイプに強打した。	・傾斜地での足場組立時に作業床を設置する工程が作業手順書に記載されておらず、またぬかるんだ斜面についての危険性の注意喚起が不足していた。 ・作業員が転倒に対する危険性があるにも関わらず単管パイプに足を乗せて作業を実施した。(足場板の設置を怠った。)
76	R3. 12. 13 (月)	15:30	道路維持工事	物損公衆	道路施設損傷	大型土嚢(集積した剪定枝入り)を2tダンプに積み込む作業を行う際、バックにて歩道に進入し、歩道脇の小型標識に接触・損傷させた。なお、バックにて歩道に進入する際、同乗者が降車し周囲の安全を確認している途中で、運転手の気がはやりバックを始めており、誘導前にバックした状況となっていた。	・誘導無しでダンプ後進する際の危険に対する注意喚起が不足していた。 ・誘導者の現状状況・周囲の安全確認や誘導前にダンプ運転手がバック移動をしてしまったこと。
77	R3. 12. 16 (木)	09:10	舗装工事	物損公衆	埋設物損傷	L型擁壁を設置するため床掘作業を行っており、埋設水道管路が弛まないよう、単管とロープで吊り固定しながら作業を行っていた。本日引続き作業を行おうとしたところ、管路を露出させた段階で、地山が崩れ水道管路を損傷させた。	・作業計画書において、崩れやすい地山であることを的確に反映できておらず、また作業員へ崩れやすい地山であることの注意喚起が不足していたこと。 ・崩れやすい地山の見極めや水道管の防護に対して対応できていなかったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
78	R3. 12. 18 (土)	06:18	道路維持工事	物損公衆	一般車両損傷	下り車線を除雪トラックにて作業中、除雪車のブレードが簡易中央分離帯縁石に接触。縁石が破損し上り線に飛散。上り線を走行していた被災車両が雪と思ひブロックに乗り上げ右前輪タイヤがパンクしたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・経験が浅いオペレータに一人作業させており、熟練オペレーターの指導や除雪トラックの技能運転として安全教育が不足していた。 ・除雪機械が構造物に接触し飛散する緊急事態を想定しておらず、車体右側(運転席側)のブレードを車体より延長した除雪作業をしていたこと。(反対車線への影響を未考慮)
79	R3. 12. 21 (火)	08:30	河川・道路構造物工事	物損公衆	埋設物損傷	側溝設置のための床掘り作業中に地山が崩れ落ち、事前に移設していたPP仮配水管φ50mmが露出し弛み始めたことから、露出した配水管の継手部を確認したところ漏水が確認されたため、継手が外れる危険を感じ水道管の止水バルブを閉じたため断水が生じたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順書・計画書などに仮配水管の記載や緊急時の対応手順が明確に示されておらず、結果として露出した配水管の危険性の認識不足を招いたこと。 ・緊急時の現場での対応手順を明確に周知していなかったこと。
80	R3. 12. 22 (水)	16:00	河川工事	物損公衆	架空線切断	仮設用道路の敷鉄板撤去作業中に、バックホウのアームが引張線に接触し、電力柱及び引張線を損傷させたものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・予定外作業を行うことに対して連絡・調整などが不足しており、安全管理に対する教育が不足していた。 ・市道出入口の架空線に対しては明示をのぼり旗にて明示を行っていたが、引張線(ワイヤー)に対しては明示していなかった。
81	R4. 01. 07 (金)	11:05	電気通信工事	労働災害	— (物損公衆以外)	現場事務所構内をハンドガイド除雪機で除雪作業中に、近くで雪山切崩し作業をしていた作業者が足を滑らせ除雪機(ハンドガイド)のロータリー部に左足を巻き込まれた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリー除雪機の近くで同時作業しており、雪山が崩れることに伴う危険認知が不足していたこと。 ・作業範囲が狭い中、垂直ではないが上下作業で同時作業を行っていたこと。
82	R4. 01. 11 (火)	14:00	道路改良工事	労働災害	— (物損公衆以外)	散水車を用い地盤改良工(固結工)の水槽へ給水作業終了後、可搬式作業台(H=1.2m)から降りる際、足を滑らし地面へ転落し負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順書に給水作業に関する手順を記載しておらず、危険要因に対する教育・指導を行っていなかった。 ・可搬式作業台の天端が1.2mの場合は手がかり棒の設置が望ましいとされており、転倒防止対策としては不足していたこと。
83	R4. 01. 12 (水)	09:30	舗装工事	物損公衆	架空線切断	国道にてBF I-B1000-H600の埋戻し作業を開始し、現場内重機移動中、水道事業所の川の濁度監視用ケーブルにアームが触れケーブルを切断した。	<ul style="list-style-type: none"> ・架空線接触防止対策として、ケーブルの下の通行区分の明示や注意喚起ののぼり旗などが不足していた。 ・架空線の下を移動する際、安全監視員などが配置不足であった。
84	R4. 01. 12 (水)	09:10	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	埋設物損傷	ボーリング調査において、GL-1.2m付近掘削中にケーシングが地中埋設水道管に当たり水道管を破損。	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の市役所都市計画課から埋設物が無いと回答を貰っているが、水道事業所まで確認しなかったこと。
85	R4. 01. 12 (水)	14:40	建築工事	労働災害	— (物損公衆以外)	高所作業台(高さ約0.9m)を使用して壁ボード貼り作業中、身体を横に移動させ手すりに寄りかかったところ、手すりのストッパーが外れ、作業員が落下し背中を床に強打したもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・高所作業台のストッパーがしっかり掛かっておらず、転倒防止対策として不足していたこと。
86	R4. 01. 12 (水)	11:40	道路改良工事	物損公衆	埋設物損傷	水道管の試掘と構造物撤去を併用した掘削作業中、露出した水道管の巻きコンクリートを撤去物と思ひ込み、個人引き込みの水道管VUφ50を切断して特別養護老人ホームへの水道供給を遮断した。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順書に埋設物に関する記載、危険予知等がなく、また注意喚起を周知する看板などの措置がなかった。 ・試掘調査の作業を、バックホウでなく人力で行うべきであった。

事故NO	発生日(曜日)	発時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
87	R4.01.12(水)	11:00	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	— (物損公衆以外)	ポーリング調査の人力除雪作業中に、転倒しモノレールのレールに背中をぶつけた。	・経験の浅い作業員に対し、除雪作業の危険性を十分理解させることができていなかった。
88	R4.01.15(土)	21:44	道路維持工事	物損公衆	道路施設損傷	夜間薬剤散布中に、ぼんやり運転をして時速50km/hで、中央分離帯ワイヤーロープ防護柵に乗り上げ、損傷させた。	・マンネリ化による作業員の安全意識が低下しており、安全教育が至らなかったこと。
89	R4.01.17(月)	14:20	河川維持工事	物損公衆	架空線切断	右岸上流部のヤード整備に伴う伐採作業ため、バックホウを移動させ架空線の直下を通過した際、NTTの電話線にブームが接触しケーブルを切断した。	・架空線接触防止対策として、ケーブルの下の通行区分の明示や注意喚起ののぼり旗などが不足していた。 ・架空線の下を移動する際、安全監視員などが配置不足であった。
90	R4.01.18(火)	14:20	発注者支援	労働災害	— (物損公衆以外)	工事の現場立会を行い、工事用道路(雪道)を移動中(下り坂移動歩行中)、右足が滑り転倒と同時に左足首を負傷した。	・現場立ち会いにおける安全教育や安全装備の支給などが至らなかったこと。
-	R4.01.19(水)	16:00	砂防・地すべり等工事	労働災害	— (物損公衆以外)	大型ブロック基礎設置作業のため、斜面下部で作業を行っていた作業員が、北側斜面の法面から高さ約7m、幅約10m(警察現場検証測定値)にわたり発生した雪崩に巻き込まれた。救助後、緊急搬送されたが後に死亡が確認された。事故発生当時、後片付けのための現場周辺の除雪作業を実施していた。また、雪崩注意報は作業期間中は発令されていなかった。	【措置打合せ対象外理由】 ・自然災害によるため
91	R4.01.22(土)	11:40	河川維持工事	物損公衆	露出線等損傷	管理所駐車場にて除雪で堆積した雪を排雪作業中、高積みされた雪をバックホウで崩している時に、バケット刃先で別事務所管の国道監視用CCTVカメラの無停電電源装置に接触し損傷させた。	・除雪作業に伴う作業計画書などが適切に作成・共有がされておらず、安全管理として対策不足だった。 ・降雪前に除雪・投雪などの作業範囲におけるの詳細確認をしていなかったこと。
92	R4.01.24(月)	15:10	道路改良工事	物損公衆	埋設物損傷	側溝設置に伴う床掘作業において、水道官の占有者の図面に基づき試掘を行ったが、予定位置に見当たらなかった。その後、BHにて床掘したところ、民家引き込みの水道管φ20に接触し、破損させた。	・埋設物の状況が把握しきれていないのに、機械掘りで試掘させており、手掘り先行試掘が徹底されていなかったこと。
93	R4.01.27(木)	09:50	電線共同溝工事	物損公衆	埋設物損傷	国道の歩道側溝入れ替え作業に伴い既設側溝を取壊し、破碎コンクリート殻をバックホウにて取り除く作業中、消火栓用支線(DIPφ150)に設置されていた止水金具を破損した。(止水金具は、過去に家屋へ引き込みしていた箇所が使用されなくなり設置したもの※台帳に記載がなかった)	・水道台帳に記載が無い箇所でも、施工高に合わせた試掘を行うべきだったこと。
94	R4.01.27(木)	22:40	橋梁保全工事	労働災害	— (物損公衆以外)	国道において、夜間作業により伸縮装置交換作業を行っていた。地覆ジョイント埋め込みのため、ブレーカーを使用して中央分離帯の研り(はつり)作業を行っていた。中央分離帯の角を研る際に、ブレーカーのノミが滑り、右足の親指付け根付近に当たった。保護具として、安全靴を着用して作業を行っていたが、鉄板のないところにブレーカーのノミが当たり負傷したもの	・作業全体を通し、作業員への災害を防止するための具体的な(作業姿勢等)指示をしていなかった。 ・作業時、ブレーカーのノミのすぐ近くに足を置き、ブレーカーが滑った時に落下する危険性のある姿勢であった。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
95	R4. 02. 02 (水)	02:30	道路維持工事	物損公衆	道路施設損傷	駐車帯内を除雪ドーザーで除雪中、後進した際に照明灯に接触転倒させ、除雪ドーザー後部バンパーを損傷させた。	<ul style="list-style-type: none"> ・施工手順書における除雪方法が不明確であった。 ・オペレーター及び助手の安全確認不履行であった。
96	R4. 02. 01 (火)	14:50	道路維持工事	物損公衆	一般車両損傷	ロータリー除雪車にて、進行方向左側の市道へ投雪出来ないため反対対り車線へ投雪しながら除雪を行っていた。作業途中、投雪の一部を丁字路にかかり、その際に丁字路に進入してきた一般車両に投雪した雪が接触した。	<ul style="list-style-type: none"> ・反対側投雪時の手順書が不明確であったこと。 ・投雪場所を示す目印などが雪に埋もれており、交差点手前で投雪作業を中断するのが遅れたことで、適切な投雪場所へ投雪できなかったこと。
97	R4. 02. 03 (木)	09:05	道路維持工事	物損公衆	一般車両損傷	雪庇除去で規制を行うため、先行して規制区間を除雪することになっていた。事故が発生した駐車帯の除雪は1回の除雪では掃ききれないため、バックして複数回行う必要があり、バックの際、右後方及び左後方を確認してバックしたが一般車両の存在に気付かず接触して損傷させた。	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪機械の死角に対する安全教育が不足しており、運転手の慣れや思い込みを招いたこと。 ・助手の役割である安全確認(後続車の確認等)を運転手と同じタイミングで行ってしまったこと。
98	R4. 02. 06 (日)	17:35	道路維持工事	物損公衆	架空線切断	除雪ドーザーで国道駐車帯の除雪を行っていたところ、除雪作業の最後に除雪ドーザーのプラウを上げて付着した雪を落とす操作をしており、その時に駐車帯と国道を横断している架空線(民家への引き込み線)に接触し切断したものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・架空線が混み合っている場所があるのに、架空線対策をしていなかった。 ・作業手順書に除雪ドーザーの駐車帯除雪の記載が不足していた。
99	R4. 02. 07 (月)	11:58	道路改良工事	物損公衆	架空線切断	工用道路盛土施工時、キャリアダンプで施工箇所への運搬・荷下ろし後、積込場へ向かっている際、荷台が上がったまま走行し、架空線を切断した。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画書などにおいて架空線箇所が明記されておらず、また現場の架空線対策が不十分であった。 ・キャリアダンプの監視員(路面清掃員と兼務)が一時的に現場を離れており、監視体制として不十分だったこと。
100	R4. 02. 11 (金)	13:20	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	屋根を雪による損壊等より保護するために除雪作業をおこなっていたときに、雪に埋もれた構造物の端部位置を表示するためのマーカー(測量用ポール)を移動するため積雪約2.0mの雪の上に登ろうとして転落防止柵の上段ビームに昇り、そこから右足を雪の段に乗せて左足を前に踏み出したところ、右足を乗せていた雪が崩れて滑落した。滑落し転んだ際、バックホウの排土板に右脇腹を打ち付けた。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員が作業手順書を遵守しておらず、また重機の作業範囲内でもあり、安全意識が欠落しており教育不足である。 ・はしごを使用せず、柵を利用した昇降をしており、施工計画と違う現場施工であったこと。
101	R4. 02. 14 (月)	16:20	河川維持工事	物損公衆	露出線等損傷	仮置きヤードにおいて、残土処理のための掘削土運搬及びバックホウによる整地を行っていた。10t ダンプトラックが残土を下ろして、町道へ右折して出る際、ダンプトラックのコボレンが閉まっている状態を確認しないで走行したため、テレビ共同アンテナの柱に接触し、柱が曲がったもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンプトラックでの運転における安全教育が不足していた。
102	R4. 02. 15 (火)	11:30	道路改良工事	物損公衆	架空線切断	迂回路盛土撤去作業で0.7m3級バックホウにて掘削作業中、ブームを旋回させ上空のNTT通信線にブーム先端が接触しNTT通信線の被膜が10cm程度剥離した。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順書に架空線に対する注意事項やロープ・ピンクテープ等による作業高さ制限の明示が不十分であった。 ・架空線監視員を配置していたが、オペレーターそれぞれが足元の埋設物しか注視しておらず、上空の架空線への注意を怠った。
103	R4. 02. 16 (水)	01:00	道路維持工事	物損公衆	工事車両損傷	夜間通行規制して法面工事を実施中、トラッククレーン車(6t)を後退で移動させている際、路肩に停車させていた官貸与照明車の右前部に接触したものの。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転手が雨天で夜間工事の視界悪く中、後方確認不足のまま単独でバックしており、安全教育が不足していた。 ・誘導員の配置計画や保安資材の準備が不十分だったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
104	R4.02.18(金)	13:35	道路維持工事	物損公衆	一般車両損傷	国道維持補修工事において、加害者は、設置した注意喚起のぼり旗が傾いていることに気づき停車し、後方未確認で旗の近くまで後進し、被害者車両と接触した。	<ul style="list-style-type: none"> ・予定外作業や車の運転に対する安全教育が不足していた。 ・運転手・助手ともによく確認しないでバックした。
105	R4.02.22(火)	08:40	建築工事	労働災害	— (物損公衆以外)	水道引込み工事の洗管作業に使用した仮設管(塩ビ管)を廃棄するため、切断作業を防災ステーション敷地隣接地の傾斜のある地面上でディスクグラインダを使用して行っていたところ、強風で煽られて体勢を崩し、その際に右手に持っていたディスクグラインダの刃が左手に接触して罹災した。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順書などで管材加工の作業場所や方法が明確に示されておらず、また経験の浅い作業員に対して安全教育が不足していた。 ・経験の浅い作業員が傾斜地で一人作業を行っており、傾斜地での作業に対しても固定具などを使用していなかった。
106	R4.02.21(月)	14:30	河川工事	労働災害	— (物損公衆以外)	交通誘導員が交通誘導中、一旦停車させ待たせていた2tダンプロックを誘導するため、慌てて工所用仮設道路を走り登った際に雪で滑って転倒したものの。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画書や滑り止め対策など含め安全教育の指導不足であった。 ・荷下ろし現場との連絡手段がないなど、現場に応じた誘導方法が不適切だった。
107	R4.02.23(水)	06:13	道路維持工事	物損公衆	一般車両損傷	国道4車線において、凍結抑制剤散布車で上り側第1車線を走行しながら薬剤散布作業中、中央分離帯が切れている箇所第1車線から下り線側にUターンしようとしたところ、上り線の第2車線を走行していた後続の被害車両が避けきれず、散布車の右側前タイヤ付近に接触した。当時、路面はシャーベット状態であった。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順書のUターンに関する記述などにおいて不足があり、安全教育として不足していた。 ・凍結抑制剤散布車の運転手が、十分に安全を確保出来ない場所でUターンしてしまったこと。
108	R4.02.24(木)	15:20	舗装工事	労働災害	工事車両損傷	切土作業箇所、BH(ブレーカー装着)により転石の小割(破碎)作業を行っていたが、作業ヤードを他車(連絡車)が通過する必要が生じた為、一旦坂路上部へ重機を移動し、他車が通行し終えたことを確認して、作業床へ戻る際に、近道行為で段差(約1.8m)のある法面を降りようとして機体を向け進入したところ、バランスを崩し運転席側へ横転してしまった。	<ul style="list-style-type: none"> ・経験の浅いオペレーターに勾配のきつい所を走行する危険性や、予定外行動に対する安全教育が不足していた。 ・連絡車が作業範囲となりうる範囲に駐車し、BHが予定外の移動をせざるを得なかったこと。
109	R4.02.25(金)	01:40	トンネル工事	労働災害	— (物損公衆以外)	トンネル掘削(DIパターン)において、ドリルジャンボによる削孔作業が完了し、モルタル注入を行い、ロックボルト挿入作業において、被災者は切羽前面下部に仮置きしたロックボルトを左側マンゲージ上の作業員へ受け渡す作業を行い受け渡し後はドリルジャンボによる挿入作業の誘導合図を行っていた。右側マンゲージ上の作業員はロックボルトを人力で挿入し挿入可能などまで(約2m)挿入し、座金のコーキング作業に移るためマンゲージを移動していた。その時に天端の挿入途中だったロックボルトが抜け落ち、路盤に落下し被災者がいる方向に倒れ被災者の左手に接触し負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ・現場内の立入禁止措置や退避場所の明示がされておらず、ロックボルト作業の上下作業に対する安全対策が不足していた。 ・孔荒れによる再削孔で孔径が大きくなり落下防止金具が正しく機能しなかったり、人力による挿入で落下防止金具が地山内に到達していなかったなどで施工過程に不備があった。
110	R4.02.25(金)	05:00	道路維持工事	物損公衆	一般車両損傷	グレーダで国道の除雪作業を行っていたところ、右側後輪部のタイヤガードが車道上に脱落。その後方を走行していた被害者運転の乗用車が落下していたタイヤガードと衝突しバンパーに突き刺さり損傷した。なお、事故当時は除雪オベ、助手もタイヤガードの落下に気付かずそのまま除雪作業を続けていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・部品の脱落は、一般交通へ損害を与える可能性があることの教育が不足していた。 ・建設機械故障時の連絡体制の不備
111	R4.03.03(木)	13:30	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	国道の維持補修工事における立木処理の作業において、切土法面最上部の法肩付近の立木を伐採した際に、倒木の倒す方向とは突然異なる方向に倒れ、逃げ遅れて右脚部が倒木と幹部に挟まり、骨折した。当日は風雪注意報が発令されていたが、風速の計測をせず作業を中止しなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・2次下請業者へ安全管理などの詳細な指示や注意喚起をせず、まかせきりの面があり安全教育が不足していた。 ・風速に対する作業中止基準は定めていたが、当日注意報が発令されているにもかかわらず風速計測が行われていなかった。
112	R4.03.04(金)	14:05	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	— (物損公衆以外)	ポーリング作業において、ロッドの昇降作業後の送水器具(スイベル)取り付け作業中にロッドの落下が発生し、ロッド頂部に装着された送水器具とスピンドル上部との間に、左手中指が挟まり負傷(裂傷)した。	<ul style="list-style-type: none"> ・固定具が緩んでいないかしっかり確認出来ていないので、作業手順書などの記載に不足があった。

事故NO	発生日(曜日)	発生時刻	工事種別	災害分類	事故分類	事故の概況	事故の主たる要因
113	R4. 03. 14 (月)	13:20	道路維持工事	労働災害	— (物損公衆以外)	積雪により破損した特殊堤瓦屋根の地下(野地板)撤去作業の際、木ネジが木材に食い込んでインパクトドライバーで取り出すことが出来なかったため、被害者が木ネジの周りをノミにて削っていたところバランスを崩して屋根から転落し、石張り護岸(1割勾配)を滑落し被災した。	・作業員の高所作業に対する安全意識が欠如や受注者としての安全対策が不足していた。 ・高所作業のない作業計画を立てていたが、川面側の作業としては、屋根に登らないと作業できないため、作業計画として不備があった。
114	R4. 03. 20 (日)	09:35	道路改良工事	物損公衆	架空線切断	国道道路改良工事における工事範囲外の地元貢献のためボランティア除雪をする箇所において、前日降雪が多かったため除雪機械をタイヤショベルからバックホウに急遽、下請業者の判断で変更し作業を行い、N T Tの横断線があるという確認をしていたにもかかわらず、除雪作業終了後、帰還時にアームを立てたまま走行し、N T Tの光線1本と鋼線2本を切断したものである。元請への報告・了解を得ず使用機械を独断で変更し、重機の走行時の安全な姿勢等を守らなかった。	・架空線対策の注意喚起看板やのぼりを設置していなかった。 ・架空線付近にもかかわらず、バックホウのアームを立てたまま走行していたこと。
115	R4. 03. 29 (火)	15:00	道路改良工事	物損公衆	埋設物損傷	国道拡幅箇所、情報ボックス用のハンドホルの新設をバックホウにて実施中、既設情報ボックスに残っていた気象観測装置用光通信ケーブルを使用されていないケーブルと思い込み、電動工具で切断してしまった。	・地下埋設物の確認、立ち会い、試掘を行っていなかった。 ・下請けに対して、埋設物が確認された場合の対応方法等について、事前に取り決めていなかった。
116	R4. 03. 31 (木)	00:58	トンネル工事	労働災害	— (物損公衆以外)	トンネル坑内でロックボルトのコーキング作業中に、打設済のロックボルトが5cm程度トンネル内空側に突出していたため、押し込んだが再度落ちてきたため一旦30cm程度引抜き、ロックボルトの落下防止金具を追加で取付けようとした。ロックボルトが抜け落ちないことを確認した後、マンケージに置いてあった金具とハンマーを取ろうと後ろを向いた際にロックボルトが抜け落ち、マンケージの操作レバーに接触し、マンケージが上昇し始めた。マンケージの上昇を止めようとレバーに手を伸ばした際にロックボルトプレートと操作レバーに右手の指を挟まれた。	・ロックボルトの再押し込みにおける作業手順が不明確であった。 ・物が下に落ちることに対する危険意識が不足したまま、引き抜いたロックボルト後端(プレート)を操作レバー直上で止めてしまったこと。

・業務履行中の事故を含む。港湾空港関係分含まず。
・速報であり、今後、修正・削除される可能性があります。